

書 名：2023 年版 ラクしてわかる！第二種電気工事士筆記試験

発 行：2022 年 11 月 20 日 第 1 版第 1 刷発行

ISBN：978-4-274-22961-9

頁 数	位置	誤	正	備考																						
126	問題 18 解答	イ	ニ																							
137	解いてみよう (下)	ハ、電線管や電線を通線…	ハ、電線管に電線を通線…																							
196	中央の表	<table><tr><th>小出力発電設備 (600 V 以下)</th><th>出力</th></tr><tr><td>太陽光発電設備</td><td>50 kW 未満</td></tr><tr><td>風力発電設備</td><td>20 kW 未満</td></tr><tr><td>水力発電設備 (ダム除く)</td><td>20 kW 未満</td></tr><tr><td>内燃力発電設備</td><td>10 kW 未満</td></tr><tr><td>燃料電池発電設備</td><td>10 kW 未満</td></tr></table> 出力の合計が 50 kW 以上を除く。	小出力発電設備 (600 V 以下)	出力	太陽光発電設備	50 kW 未満	風力発電設備	20 kW 未満	水力発電設備 (ダム除く)	20 kW 未満	内燃力発電設備	10 kW 未満	燃料電池発電設備	10 kW 未満	<table><tr><th>小規模発電設備 (600 V 以下)</th><th>出力</th></tr><tr><td>太陽電池発電設備</td><td>10 kW 未満</td></tr><tr><td>水力発電設備 (ダム除く)</td><td>20 kW 未満</td></tr><tr><td>内燃力発電設備</td><td>10 kW 未満</td></tr><tr><td>燃料電池発電設備</td><td>10 kW 未満</td></tr></table> 出力の合計が 50 kW 以上を除く。	小規模発電設備 (600 V 以下)	出力	太陽電池発電設備	10 kW 未満	水力発電設備 (ダム除く)	20 kW 未満	内燃力発電設備	10 kW 未満	燃料電池発電設備	10 kW 未満	法令改正
小出力発電設備 (600 V 以下)	出力																									
太陽光発電設備	50 kW 未満																									
風力発電設備	20 kW 未満																									
水力発電設備 (ダム除く)	20 kW 未満																									
内燃力発電設備	10 kW 未満																									
燃料電池発電設備	10 kW 未満																									
小規模発電設備 (600 V 以下)	出力																									
太陽電池発電設備	10 kW 未満																									
水力発電設備 (ダム除く)	20 kW 未満																									
内燃力発電設備	10 kW 未満																									
燃料電池発電設備	10 kW 未満																									
196	これだけ覚える	太陽光発電設備 50kW 未満 風力発電設備 20 kW 未満	太陽光発電設備 10kW 未満 削除	法令改正																						
197	解いてみよう	イ、…出力 15kW の…	イ、…出力 5kW の…	法令改正																						
	攻略の 4 ステップ	③小出力発電設備の出力… ④小出力発電設備の…	③小規模発電設備の出力… ④小規模発電設備…																							
	解説	…同一構内に小出力発電設備を…	…同一構内に小規模発電設備を…																							
206	問題 3 問題	…適用を受けないものは、…	…適用を受けるものは、…	法令改正																						
	問題 3 解説	以下の内容に差し替え イ 出力 10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備は小規模事業用電気工作物に該当するため、一般用電気工作物の適用を受けません。 ロ 出力 10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備と出力 20kW 未満の風力発電設備は小規模事業用電気工作物に該当するため、一般用電気工作物の適用を受けません。 ハ 適用を受けます。 ニ 出力 10kW 以上の内燃力発電設備は一般用電気工作物の適用を受けません。																								
	問題 3 解答	ニ	ハ																							
207	問題 4 問題	イ、…小出力発電設備を…	イ、…小規模発電設備を…	法令改正																						
	問題 4 解説	…小出力発電設備も含みます。	…小規模発電設備も含みます。																							
208	問題 7 1 行目	電気工事法において、…	電気工事士法において、…																							

■電気事業法改正に伴う訂正について

以前は、電気事業法においては小出力発電設備（太陽電池発電設備（50kW 未満）、風力発電設備（20kW 未満））については、「一般用電気工作物」として取扱い、一部の保安規制は対象外とされていましたが、令和 5 年 3 月 20 日の電気事業法など関連法の改正により、下記のように変更になります。

- これまで一部保安規制の対象外だった小出力発電設備（太陽電池発電設備（10kW 以上 50kW 未満）、風力発電設備（20kW 未満））について、「小規模事業用電気工作物」となります。
- 小出力発電設備には既存の事業用電気工作物相当の規制を適用（技術基準適合維持義務等）しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出が求められます。

詳細については、経済産業省の資料（小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化）をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/011_02_00.pdf